

総-2 エレベーター等の確認申請について

関連条文 法第87条の2
改正年月日 平成28年6月
窓口 建築審査課

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（※2）を設ける場合は、工事内容及び規模等により、次のとおり取扱う。

1. 建築物の確認申請を要する場合

建築物規模	法第6条第1項 第1号～第3号	法第6条第1項第4号
確認申請	必要 ※1	必要（ただし 建築物と併願申請とする）
昇降機に係る 申請手数料	必要 ※1	—————
工事完了検査	必要 ※1	必要 （建築物と同時に行う）
検査済証の交付	必要 ※1	必要 （建築物の検査済証 エレベーター付と表現する）

※1は法第87条の2と同様の取り扱いで運用

※2は昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

2. 建築物の確認申請を要しない場合（エレベーター等の更新のみを含む）

- (1) 法第6条第1項第1号～第3号に該当する建築物に設ける場合は、法87条の2により上記と同様になる。
- (2) 法第6条第1項第1号～第3号以外の建築物に設ける場合は、確認申請等は不要であるが、法第12条第5項に基づく報告を求めるものとする。報告書の内容は確認申請に必要な図書程度とする。

総-3 建築主等の変更について

関連条文 市細則第6条、第6条の2
改正年月日：平成19年9月
窓口：建築審査課

確認又は許可後に建築物の建築主、工事監理者等の変更が生じた場合又は設計上の軽微な変更が生じた場合における手続きは、市細則第6条及び第6条の2によることとする。

建築主の変更にあたっては建築基準法第2条第16号について確認できる資料（工事請負契約書等）を原則として添付すること。

また、届出者は原則として変更前の者とし、困難な場合は、理由を記載して変更後の者とする。